

営農集団に関する研究 第2報

宇治農業生産管理組合の場合

石谷育夫*

昭和58年7月30日受付

Studies on Group Farming. Part II.

The Uji Rural Community.

Ikuo ISHIGAYA*

In 1978 the farm households of this community introduced a co-operative enterprise with regard to the agricultural structure and to their living environment ; in the former case, setting up agricultural facilities and obtaining machinery for joint use, and in the latter case, setting up a health care center, a direct-sales store for agricultural products, tennis courts, gate-ball fields, an amusement park for children and a resting place.

The agricultural co-operative also established a supply of LP gas and a rice center.

In the community they formed a union of production control and manage it themselves. The farm households consist of 47 houses.

In farm production they contracted agreements on cultivation, and formed a new grape-producing housing area. The agreed area consists of a paddy field of 27.5 ha and an upland field of 2.2 ha.

緒 言

宇治集落は昭和53年度に地区再編農業構造改善事業の一般型により区画整理, 暗きょ排水, 連絡農道の敷設, 用排水路の分離, ブドウ生産団地の新設, 共同利用農業機械の導入, 農機具格納庫及び共同資材等保管庫の建設等の農業生産条件の整備と農村広場施設, 農業者健康管理施設兼直売所の設置等の生活環境の整備を図っている。岩美町農協も当事業によって, この集落の領域に生活安全保護施設(LPG集団供給施設), 総合乾燥調整施設を建設し, 生活環境整備をより一層完全なものとしている。

この集落では事業の推進と事業完了後の作付・栽培協定の実施, 共同利用農業機械の有効利用, 諸施設の管理, 運営等, 計画目標の達成のため宇治農業生産組合を結成している。

この報告では宇治集落の農業構造要因及び耕地移動, 耕地の貸借面積割合別農家数, 経営類型, 地区再編農業構造改善事業導入の経緯, 宇治農業生産管理組合の運営状況を明らかにし, この組合の成立要因と問題点について考察を試みる。

なお, この組合は昭和58年3月に社団法人・全国農業構造改善協会の昭和57年度農業構造改善優良地区として

* 鳥取大学農学部農業経営学科農場管理学研究室
Department of Farm Economics, Faculty of Agriculture, Tottori University

構造改善局長賞を受賞している。

調査方法

この調査は岩美町役場税務課の昭和57、58年度固定資産課税台帳兼名寄帳、土地台帳、同農林水産課の宇治地区・地区再編農業構造改善事業資料、昭和51～57年度転作確認書及び野帳、岩美町農業委員会の昭和51～58年度会議録、昭和55～58年度農用地利用増進計画、農家基本台帳、鳥取県土地改良事業団体連合会の宇治地区・換地計画書、日本専売公社岡山地方局鳥取支局の昭和53～58年産第2黄色種たばこ耕作明細綴、岩美町農業協同組合の昭和55～57年度育苗センター事業出勤明細表、同昭和55～57年度ライスセンター利用実績集計表、宇治農業生産管理組合の各部会資料と同組合のリーダーを主とする聞き取り調査による。

なお、土地基盤整備区域内耕地の踏査とこの事業で新設した諸施設並びに共同利用農業機械等の視察を行い、確認と理解の補足とした。

調査結果及び考察

(1) 調査地の位置

宇治集落は鳥取県の最東北端を占める岩美町の大略中央に位置し、町の南東方向にある扇ノ山の山ろくより北西に向って流れ、日本海に注ぐ蒲生川の右岸、国鉄岩美駅より南東3.6km隔った地点に所在し、対岸に旧岩井宿(岩井温泉)がある。

この集落の領域は頭を北北東に傾けた枝のある角を持った日本鹿の頭頂に似た形状をなし、角と角の間の額に当る所に住居区域の集居集落があり、角に相当する部分は約1.4kmの距離を有する山田であり、これらの周囲はすべて山林となっている。集落に向って右の谷を宇治上の谷、左を宇治下の谷と呼び、それぞれに谷川がある。集落の南を蒲生川が東より北西に向って流れ、集落と川の

間には平坦な水田が展開しているが、このほぼ中央を蒲生川に大略平行して国道9号線が走り、このため水田は分断されている。集落の中央南側、農道沿いに農機具格納庫、共同資材等保管庫、農村広場施設、LPG集団供給施設が見られる。集落の東側の山を約280m登った林の中に岩美町農協の総合乾燥調整施設があり、蒲生川・宇治橋より集落に通ずる道路・国道に囲まれてブドウ生産団地が、その北東の一角に農業者健康管理施設兼直売所がある。上の谷の入口右側の山腹には県営老人ホーム・岩井長者寮、道路を隔てて筋向いに岩美町農協の育苗センターが見られる。この道路は県道陸上・岩井線である。県道の東側200m位離れて農協のたい肥生産施設があり、更にその東側の岩井小学校の手前が集落領域の東端となっている。集落領域の西端は蒲生川まで突出している下の谷の山すそである。この集落の領域を集約すれば3方が山、1方が川で囲まれた区域といえる。

耕地の標高は上の谷の最奥地で55.1m、谷の入口で25.0m、下の谷は最奥地が59.8m、谷の口附近で18.5mである。集落の南側の水田は東端が22.5m、中央で18.0m、西端は14.4mとなっている。

(2) 農家

この集落は農業センサスの定義を適用すれば農家43戸、非農家5戸からなる。非農家のうち4戸は賃貸により経営耕地面積が5a以下となったものである。

昭和56年度の事業所統計によれば町内には883の事業所があり、これを規模別に見れば655事業所が1～4人規模であるが、5～9人規模124、10～19人規模65、20～29人規模17、30人以上規模22となっている。また、宇治集落より鳥取駅までの距離は約20kmであり、国鉄、バスを利用することもでき、更に国道9号線が鳥取市を通過しているので在宅通勤は容易である。このため、この集落の農家の93%は兼業農家であり、他産業に恒常的に就業する世帯員60人のうち、57%は町内に、40%は鳥取市内に

第1表 専業兼業別農家数構成比

単位：%

	総農家数	専業農家	男子生産年齢人口のいる世帯	第1種兼業農家					第2種兼業農家						その他	
				計	世帯主農業専従	世帯主兼業		その他	計	世帯主農業専従	世帯主兼業					
						農業主	兼業主				農業主	兼業主				
												恒常的勤務	出かせぎ	日雇・臨時雇		自営兼業
宇治集落	100.0	7.0	2.3	34.9	20.9	—	14.0	—	58.1	23.2	—	25.6	—	—	9.3	—
岩美町	100.0	5.2	1.7	12.2	7.5	1.4	2.4	0.9	82.6	3.5	1.0	49.1	1.0	15.6	7.7	4.7
鳥取県	100.0	10.1	6.4	22.2	15.9	1.2	3.5	1.6	67.7	5.6	0.9	39.8	0.4	10.3	6.2	4.5

注) 岩美町・鳥取県は1980年世界農林業センサス調査結果による。

勤め先を持っている。

農家の内訳を見ると第1表のようであって、専業農家7%,うち男子生産年齢人口のいる世帯は2%であり、岩美町は前者が5%,後者が2%であるので、これに比べれば高い割合を示しているが、鳥取県に比較すればかなり低い。58年農業調査結果でも鳥取県の専業農家率は10%で、うち男子生産年齢人口のいる世帯の割合は5%である。兼業農家では1兼農家が35%,2兼農家が58%で、岩美町、鳥取県と対比すると著しく2兼農家の割合が低く、1兼農家の割合が高い。上記の農業調査結果によると鳥取県で1兼農家15%,2兼農家75%である。1兼農家及び2兼農家の世帯主農業専従でも、この集落は前者21%,後者23%で岩美町、鳥取県より著しくその割合が高い。57年農業調査結果では鳥取県の1兼農家で13%,2兼農家で5%である。この集落では1兼農家、2兼農家とも世帯主が兼業をしている者では農業を主とする人はなく、すべて兼業を主としている。また、2兼農家では恒常的勤務が26%を占め、出かせぎ、日雇・臨時雇はなく、自営兼業が9%となっている。自営兼業の業種は建築業、土建業、大工である。

(3) 農業労働力

農家平均1戸当り自家農業従事者数を見ると、この集落では男1.2人、女1.3人、計2.5人で岩美町、鳥取県では男女ともそれぞれ1.5人、計3.0人であり、この集落の方が少ない。58年農業調査結果による鳥取県は男1.4人、女1.4人、計2.8人である。自家農業に従事した世帯員数構成比は第2表に示したようであって、この集落では男49%に対し、女51%でわずかに女が多いが、この違いは岩美町、鳥取県でも同様である。58年農業調査結果でも鳥取県はこの集落の構成比と同じになっている。年齢別では16~29歳階級が男では6%,女では3%であるのに対し、岩美町では男11%,女8%,鳥取県でも男9%,女7%であるので若い農業労働力が少ないといえる。30~64歳階級では男が33%,女が39%を占め、岩美町の

男30%,女34%,鳥取県の男32%,女35%に比べるとその割合が高い。65歳以上のこの集落の男は岩美町、鳥取県よりもその割合が高いが、女では岩美町より低く、鳥取県とは同率である。次にこの集落における自家農業従事者数別農家数構成比を見ると1人11.6%,2人44.2%,3人27.9%,4人14.0%,5人2.3%で2人の農家が最も多く、次いで3人、4人の順となっている。

農家平均1戸当り農業就業人口は、この集落では男0.5人、女0.8人、計1.3人であり、岩美町は男0.4人、女0.8人、計1.2人であるのでほぼ同じであるが、鳥取県の男0.6人、女0.9人、計1.5人に比べればやや少ない。58年農業調査結果によれば鳥取県では男0.4人、女0.9人、計1.3人である。

農業就業人口構成比を第3表に掲げたが、この集落では男36%,女64%,その女性化率は175%で、岩美町の男33%,女67%,女性化率203%に比べると男の割合が高く、鳥取県と比較すれば性別構成比はほぼ同じで女性化率も大きく変らない。58年農業調査結果による鳥取県は男35%,女65%,女性化率が186%である。これによればこの集落の方が男の割合が高いことになる。農業就業人口率はこの集落では男29%,女57%で、岩美町は男24%,女46%であるから男女ともその割合が高い。鳥取県と比較すると男では低率であるが、女ではほぼ同率である。

第3表 農業就業人口構成比,女性化率,農業就業人口率 単位:%

	計	男	女	女性化率	農業就業人口率	
					男	女
宇治集落	100.0	36.4	63.6	175.0	29.4	56.5
岩美町	100.0	33.0	67.0	203.1	24.0	45.9
鳥取県	100.0	37.0	63.0	169.9	33.8	57.0

注) 岩美町・鳥取県は1980年世界農林業センサス調査結果による。

第2表 自家農業に従事した世帯員数構成比 単位:%

	計	男					女				
		小計	16~29歳	30~59	60~64	65歳以上	小計	16~29歳	30~59	60~64	65歳以上
宇治集落	100.0	49.1	5.6	28.7	4.6	10.2	50.9	2.8	34.3	4.6	9.3
岩美町	100.0	48.7	10.7	26.7	3.5	7.8	51.3	7.5	29.3	4.8	9.7
鳥取県	100.0	49.4	9.0	28.5	3.8	8.1	50.6	6.7	29.8	4.7	9.4

注) 岩美町・鳥取県は1980年世界農林業センサス調査結果による。

第4表 農業就業人口年齢別構成比

単位：％

	男								
	計	16～19歳	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70歳以上
宇治集落	100.0	—	—	—	10.0	15.0	20.0	20.0	35.0
岩美町	100.0	12.3	3.1	1.8	6.3	17.9	12.7	16.6	29.3
鳥取県	100.0	5.7	4.5	5.3	12.7	22.0	12.9	14.1	22.8
	女								
	計	16～19歳	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70歳以上
宇治集落	100.0	—	—	—	28.6	34.3	11.4	14.3	11.4
岩美町	100.0	4.1	4.3	4.7	11.8	24.9	15.6	13.4	21.2
鳥取県	100.0	2.5	5.4	8.7	15.7	26.9	12.6	12.1	16.1

注) 岩美町・鳥取県は1980年世界農林業センサス調査結果による。

第5表 経営耕地面積規模別農家数構成比

単位：％

	計	例外規定	0.3ha未満	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～2.5	2.5～3.0	3.0～5.0	5.0ha以上
宇治集落	100.0	—	2.3	9.3	37.2	39.6	7.0	2.3	2.3	—	—
岩美町	100.0	0.1	25.0	19.4	42.0	10.7	1.9	0.6	0.1	0.2	—
鳥取県	100.0	0.2	20.8	16.7	34.2	17.3	6.6	2.4	1.0	0.7	0.1

注) 宇治集落の各農家の経営耕地面積は、昭和58年度固定資産課税台帳兼名寄帳、農業委員会会議録、農家基本台帳、北村氏資料により算定した昭和58年4月1日現在のものであり、相対的賃貸借でも同一耕地で2年以上継続している場合の面積を含む。岩美町・鳥取県は1980年世界農林業センサス調査結果による。

農業就業人口年齢別構成比は第4表に示したが、この集落では男女とも16～39歳の人々が全くなく、全員40歳以上であることが目につく。次に65歳以上の男を見るとこの集落では55%を占めているのに対し、岩美町では46%、鳥取県では37%である。したがってこの集落では男の農業就業人口では高齢化が進んでいるといえる。65歳以上の女ではこの集落は26%で、岩美町の35%に比べ著しくその割合が低く、鳥取県と比較してもわずかに低い。

(4) 経営耕地面積

宇治集落の農家の総経営耕地面積は、昭和58年4月1日現在で45.72ha、うち田37.07ha、畑8.65haである。したがって水田率は81.1%で、この地域は水田地帯ということになる。平均1戸当たり経営耕地面積は1.06haである。

経営耕地面積規模別農家数構成比を見ると第5表のごとくで、宇治集落には例外規定農家がない。この集落と岩美町を対比すると1.0ha未満ではこの集落の方が各層とも割合が低く、逆に1.0ha以上では各層ともこの集落の方が割合が高い。57年度耕地面積調査結果と1980年世界農林業センサスの農家数から求めた岩美町の平均1戸当たり経営耕地面積は0.68haである。次にこの集落と鳥取県を

比較すれば、0.5ha未満ではこの集落の方が割合が低く、0.5ha以上では2.0～2.5haがほぼ同率であるほか、この集落の方が各層とも高く、殊に1.0～1.5haでその差が著しい。この集落では3.0ha以上はない。鳥取県の58年農業調査結果では0.5ha未満35.5%、0.5～1.0ha36.2%、1.0～1.5ha 17.7%、1.5～2.0ha 6.2%、2.0ha以上4.4%であり、これとこの集落を対比しても0.5ha未満ではこの集落の方が割合が著しく低いが、0.5ha以上では各層ともこの集落の方が割合が高く、1.0～1.5haでやはりその差が大きい。鳥取県の平均1戸当たり経営耕地面積は、57年では0.88haである。

なお、この集落の農家は所有山林面積が大きく、これを所有形態別に見ると個人有23.67ha、数戸共有37.20ha、集落共有20.52haである。原野はごくわずかしかない。

(5) 耕地移動

宇治集落の農家に関する耕地移動は第6表に示したようであって、53年度から57年度までの5年間の耕地移動面積は730.34aで、このうち面積割合の最も大きいのは農用地利用増進法による利用権設定で45%を占め、売買による所有権移転が27%とこれに次ぎ、農業者年金基金法

第6表 耕地の移動

単位：㎡

区分 年度	売 買				贈 与		農業者年金経営移譲・賃貸借権設定		農用地利用増進計画, 利用権設定		交 換		合 意 解 約		農 地 転 用	
	第 3 条		第 5 条		第3条	第5条	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑
	田	畑	田	畑	田	田										
58	—	—	—	—	—	—	—	—	6	8,886	—	—	—	—	—	—
57	1	—	—	2	—	—	4	2	16	—	—	—	—	1	—	—
	1,538	—	—	762	—	—	5,751	2,857	15,072	—	—	—	—	169	—	—
56	2	—	7	—	—	—	—	—	11	—	—	—	—	2	—	—
	2,304	—	3,639	—	—	—	—	—	11,717	—	—	—	—	921	—	—
55	—	—	—	—	—	1	—	—	3	—	—	—	—	—	1	—
	—	—	—	—	—	112	—	—	6,341	—	—	—	—	—	1,038	—
54	2	—	2	2	—	—	—	—	—	—	1	2	4	—	—	—
	882	—	1,024	277	—	—	—	—	—	—	1,038	657	2,047	—	—	—
53	8	6	—	—	1	—	—	—	—	—	2	1	2	—	3	—
	6,621	2,401	—	—	485	—	—	—	—	—	568	208	3,010	—	1,595	—
計	13	6	9	4	1	1	4	2	※ 30	3	3	6	3	4	—	—
	11,345	2,401	4,663	1,039	485	112	5,751	2,857	33,130	—	1,606	865	5,057	1,090	2,633	—

注) 面積の右上肩の数は筆数である。地区再編農業構造改善事業に伴う耕地の移動面積及び県道陸上・岩井線拡張のため鳥取県が買収した耕地面積は除く。※は53～57年度の計である。

に基づく第3者に対する経営移譲で賃貸借権の設定を行った面積が12%、これらの計で84%となる。

売買による所有権移譲が行われた耕地は194.48aで、うち田が160.08a、すなわち82%を占める。耕地を耕地として売買した面積は137.46aで売買総面積の71%になり、耕地を耕地以外の目的とするための売買面積を上廻っている。耕地を耕地として売買した田、畑では譲渡人が岩井の人で譲受人が宇治集落の人である面積割合が25%、譲渡人がこの集落の人で譲受人が他集落の人である面積割合は32%で、そのほかは譲渡人も譲受人もこの集落の人である。耕地を耕地以外の目的とする譲受人は岩美町農協が面積割合で63%を占め、そのほかは他集落の個人で、農協は特産営農団地整備事業導入によるたい肥生産施設用地としている。

贈与面積はわずかで約6aである。ここでは親子間の贈与は除き、第3者に対して行われたものだけとしている。贈与した人はこの集落の人と他集落の人各1名で、贈与を受けた人はこの集落の人である。

農業者年金基金法に基づく経営移譲で第3者に賃貸借権を設定した人、設定を受けた人は各1名で両者ともこの集落の人であり、設定期間は10年である。表には掲げていないが、このほかに経営移譲で後継者に対して所有権移譲をした人、使用賃貸借権の設定を行った人が各1名ずつある。

農用地利用増進法による利用権設定は55年度から57年

度までの3年間に331.3aの田について行われている。利用権の設定をした者はこの集落の人が3名、集落外の人が6名で、後者は全員が岩井の人である。利用権の設定を受けた者はこの集落の人6名で、設定期間は3年が8件、6年が1件である。58年度の88.86aは昭和58年度農用地利用増進計画第1号として4月に公告されたもので、利用権を設定した者はこの集落の人が3名、岩井の人が1名である。利用権の設定を受けた者は皆この集落の人で3名であり、設定期間は1年が1件、3年が2件、6年が1件となっている。

交換は両年ともこの集落の人の間で行われている。

合意解約は賃借人が5名で、すべてこの集落の人であり、賃貸人は他集落の人4名、この集落の人1名である。この集落では後に述べる地区再編農業構造改善事業を導入するに当って、賃貸借のある耕地はすべて合意解約をしているとのことであるが、手続未了のものが多少見られる。

農地転用は植林を目的とするものであるが、宇治集落の耕地は農振法により農用地区域に指定されているので、これは岩井地区に所在する田である。

このほか、登記簿で田であるが、現況が山林となっており、却下処分によって山林となった面積が34.37aあるが、これは表には入っていない。

(6) 耕地の貸借面積割合別農家数

第7表で見られるように耕地の借入れのある農家では、

第7表 耕地の貸借面積割合別農家数構成比

単位：%

	耕地の借入れのある農家							耕地の貸付けのある農家						
	計	10%未満	10~20	20~30	30~50	50~80	80%以上	計	10%未満	10~20	20~30	30~50	50~80	80%以上
宇治集落	100.0	20.0	15.0	10.0	40.0	15.0	—	100.0	12.5	12.5	31.3	12.5	6.3	25.0
岩美町	100.0	16.9	22.8	17.4	19.6	14.4	8.9	100.0	18.6	19.8	15.5	20.6	18.0	7.5
鳥取県	100.0	24.4	24.9	17.5	18.3	9.3	5.6	100.0	21.0	21.9	16.3	20.3	15.2	5.3

注) 宇治集落は57年6月1日現在で、期間1年の相対貸借を含む。岩美町・鳥取県は1980年世界農林業センサス調査結果による。

経営耕地面積のうち借入れ耕地面積の割合が30%未満の農家数割合はこの集落では45%であるのに対し、岩美町では57%、鳥取県では67%を占めており、この集落は低い。しかし、30~50%の農家数割合は40%であり、50~80%のそれは15%で、いずれも岩美町、鳥取県よりも高い割合である。80%以上の農家はこの集落にはない。この集落で借入れ面積の高い農家が多いことには、葉タバコ耕作農家8戸の存在に負うところが大きい。

なお、第7表では葉タバコ作付のため借入れた耕地面積は宇治集落農家の、しかも後で述べる協定区域内のものだけで、協定区域外と他集落の分は算入していない。転作奨励補助金のためあって、葉タバコの後作に飼料作物が作付されることが多いのであるが、この場合、転作確認野帳に葉タバコが記載されないで当初から飼料作物とされていることがかなりあり、また日本専売公社岡山地方局鳥取支局の「たばこ耕作明細図」では作付耕地の字名、地番の記載が耕地台帳に依拠していないので、は握できなかったためである。したがって協定区域外及び他集落農家からの借入れ面積を加算すれば、更に高い借入れ割合の農家が増加することは間違いない。また、借入れ割合の高い農家が多いことには岩井が川の対岸に位置していることが挙げられる。これは宇治集落が昭和29年の町村合併前は岩井町に所属していて、従前から岩井に地主があり、その関係が現在も一部続いていることと農用地利用増進事業の利用権設定者に岩井の農家が多いことからいえる。すなわち、岩井の存在はこの集落の農家の借地による規模拡大を容易にしているのである。

耕地の貸付けのある農家では所有耕地面積に占める貸付け面積割合が20%未満では、この集落が25%であるのに対し、岩美町では38%、鳥取県では43%であり、また30~80%でもこの集落が19%であるのに岩美町は39%、鳥取県では36%を占めている。この集落が岩美町、鳥取県よりも高率であるのは20~30%と80%以上である。80%以上に属しているのは貸付けにより経営耕地面積が5

a以下となった、言い換えれば現在非農家となった4戸であって、以前は定義の上からの専業農家と2兼農家である。前者は農業後継者のいない老人世帯で、後者はそれぞれ特殊事情を抱えた農家である。

この集落の農家から非農家が生ずる前の農家総数47戸に占める借入れのある農家数、貸付けのある農家数を見ると前者は34%を、後者は25%を、借入れと貸付けを併用する農家数が9%を占める。これを専業兼業の観点からすると借入れのある農家では専業農家が6%、1兼農家が56%、2兼農家が38%で、1兼農家が過半に及び最もその割合が高い。この専業農家は世帯主が生産年齢期にある農家である。貸付けのある農家では専業農家が25%、1兼農家が8%、2兼農家が67%を占め、2兼農家の割合が著しく高い。この専業農家は全戸が定義上からの専業農家で、この中と2兼農家に非農家となった農家が含まれる。借入れと貸付けを併用している農家では、専業農家と1兼農家がそれぞれ25%を、2兼農家が50%を占めている。

次に専業農家、兼業農家別にそれぞれの総数に占める借入れ農家数、貸付け農家数を見ると専業農家では借入れのある農家と借入れ貸付けを併用する農家がそれぞれ20%、貸付けのある農家が60%を占める。1兼農家では借入れのある農家が60%、借入れと貸付けを併用する農家、貸付けのある農家がそれぞれ7%、借入れも貸付けもない農家が27%となっている。2兼農家では借入れのある農家が22%、借入れと貸付けを併用する農家が4%、貸付けのある農家が30%、借入れも貸付けもない農家が44%を占める。

(7) 経営類型

第8表に示したようである。

53~54年：基幹作目では水稻が70%を占め、葉タバコが24%とこれに次ぎ、日本ナシ、乳牛、種牡牛育成はそれぞれ2%である。副次作目でも水稻が28%を占め、次いで野菜6%、花木4%、ブドウ2%となっている。補

第8表 経営類型 単位：%

基幹作物	副次作物	補完作物	53～54年	56～57年	寄与率
葉タバコ	水 稲	—	12.8	11.6	△ 2.1
葉タバコ	水 稲	野 菜	6.4	2.3	△ 4.3
葉タバコ	水 稲	花 木	2.1	—	△ 2.1
葉タバコ	水 稲	和牛肥育	2.1	—	△ 2.1
葉タバコ	水 稲	野 菜	—	2.3	2.1
葉タバコ	水 稲	ブドウ	—	2.3	2.1
水 稲	野 菜	—	4.3	2.3	△ 2.1
水 稲	野 菜	花 木	2.1	—	△ 2.1
水 稲	—	野 菜	14.9	14.0	△ 2.1
水 稲	花 木	—	4.3	2.3	△ 2.1
日本ナシ	ブドウ	水 稲	2.1	2.3	0
乳 牛	水 稲	—	2.1	2.3	0
種牡牛育成	水 稲	—	2.1	2.3	0
水 稲	ブドウ	—	—	14.0	12.8
水 稲	ブドウ	野 菜	—	2.3	2.1
水 稲	野 菜	花 木	—	2.3	2.1
水 稲	—	—	44.7	37.2	△10.6
	計		100.0	100.0	△ 8.5

注) 転作確認書による。

完作物目では野菜が21%、花木4%、水稲と和牛肥育がおのおの2%を占める。これらの組合せで見ると水稲の単一経営が45%、複合経営が55%で後者の方が多い。複合経営では基幹作物が水稲で補完作物が野菜の経営が最も多く15%を占め、次いで基幹作物が葉タバコで副次作物が水稲の経営が13%、基幹作物が葉タバコで副次作物が水稲、補完作物が野菜の経営が6%を占め、そのほかはわずかずつである。

56～57年：基幹作物目は水稲が74%と前期よりも高い割合になっている。これは葉タバコ耕作農家の減少によるものである。したがって葉タバコは19%となっている。その他は前期と同様である。副次作物目でも水稲が22%を占めて最も割合が高いが、次いでブドウが20%となっている。これは55年にブドウが生産団地2.2haに新植されたためである。野菜は4%を占める。補完作物目では前期と同様野菜が最も高い割合で21%を占め、そのほかはわずかずである。

水稲の単一経営は37%で、複合経営が63%を占め、前期より複合経営が多くなっている。複合経営では基幹作物が水稲で補完作物が野菜の経営が14%と高位を占めるのは前期と同様であるが、この期では基幹作物が水稲で副次作物がブドウの経営も同率となっている。次いで基幹作物が葉タバコで、副次作物が水稲の経営となる。

寄与率で見ると水稲の単一経営は10.6%の減少、複合経営は2.1%の増加であり、複合経営では基幹作物が水稲で副次作物がブドウの経営の増加が著しい。

(8) 地区再編農業構造改善事業導入の経緯と宇治農業生産管理組合

この集落は昭和28年から35年にかけての農繁期には託児所を設置し、35年から40年ごろに渡っては共同田植や、春・秋に共同炊事を実施し、更に現在も集落の運営のための班ごとにもみずり機、精米機を備えた共同作業場を持っている等、共同意識が強く、またこの地区は水田地帯であるにもかかわらず、米の増産期にあった25年ごろに葉タバコ、酪農を導入し、30～35年には葉タバコは24戸が栽培を行い、酪農では45年前後に60頭余を8戸で飼養し、46年にはプリンスメロン・カリフラワーの作付を始め、約1haに栽培する等沈滞的、消極的な岩美町の農村にあって先進的、意欲的な農業を営んでいた。

しかし、この集落の耕地は区画整理を全く実施していなかったため、その形状は不整で、換地計画書により個人の所有耕地について従前の土地を見ると1筆の面積は田では0.05aから35.0aまで、畑では0.2aから10.8aまで大小様様であり、その平均は田では8.0a、畑では2.3aであった。なお、筆数は田では381筆、畑は36筆と多かった。また、水田では用水路、排水路が兼用で、排水も図られておらず、農道は狭く不完全で谷の奥の方では他人の耕地を通らなければ自分の耕地に行けないような所もあるほどであった。

生活環境も薪、粗だの使用からプロパンガスに変わり、近代化が進んだが、その反面、爆発の危く、葉タバコ・もみ米の乾燥のための重油の燃焼による火災の危険、騒音、空気の汚染等々を抱えていた。

このような状況から現在、岩美町農協の組合長、同浦富支所長、岩美町農業委員会委員をしているこの集落の人達が発起人となって、昭和46年に第2次農業構造改善事業の導入を計画し、分担して集落の農家の説得に当たったが、土地改良事業で合意を見るに至らなかった。この時の反対意見の主なもの、「耕うん機には現在の面積が丁度良く1筆の面積を大きくする必要はない」「自分の経営耕地は家から近い。農道に近い。農道から直接はいれる」「自分の経営耕地は既に広い」等であった。このころ以降、前記のリーダー達は集落の農家の農業先進地の視察をひん繁に計画し、兵庫県氷上郡氷上町、愛知県海部郡立田村、三重県三重郡菰野町、鳥取県岩美郡国府町、同東伯郡赤碕町等に行かせ、さらに集落の婦人会を岡山県真庭郡落合町に訪れさせる等、その啓もうに努めた。

この見学は整備された耕地、快適な生活環境を目の当りにし、営農のあり方、組織化のメリット等について学ぶと共に自分達の集落の立ち遅れている現状の認識に役立った。すなわち、2次構導入の失敗経験が新農構導入の成功に大きな役割を果たしたのである。

昭和50年ころには前記の人達を含めた7名の人が年3回位集まり、自分達の得た農業、農村の情報を交換し、討議することが始められた。

昭和53年に県が下の谷川の河川改修を行い、合せてこの川沿の8haの耕地に土地改良事業を実施することとなった。関係農家数は23戸であったが、同一農家の耕地に

土地改良事業を実施した所としない所ができることについて県の指導があり、また上の谷にだけ耕地を持つ農家からもその実施の要望があり、かつ時を一にして集落として生産条件と生活環境の改善を同時に行うことのできる地区再編農業構造改善事業が発足したので、これらを契機として、この事業を導入することとなった。

集落の総会に先記の7名の人が提起し、大方の同意を得て、集落の4箇班から班ごとに推進委員を選出し、選ばれた17名の委員が手分けして反対者3名の説得とその他の農家に対する個個具体的な説明を行なった。この折の反対意見は「自分の経営耕地の地力は他の人より良い」

第9表 事業の概要

助成区分	事業区分	事業種目	事業主体	受益戸数	事業内容及び事業量	実施年度
補助事業		農業構造改善事業計画樹立	岩美町	48戸	計画概要書作成、先進地視察、研修会	53年
	構造改善	地区協議会活動事業	岩美町	48	地区協議会研修会	53~55
		協定等農用地有効利用推進活動事業	宇治地区農業生産管理組合	47	協定推進会議研修会	53~55
	土地整備基盤	集団農区総合整備事業	岩美町	47	区画整理 29.7ha	53~55
			〃	40	かんがい排水路 557.8m	55
			〃	47	連絡農道 210.5m	54
	農業近代化施設整備	生産組織施設整備事業	岩美町農協		育苗施設 218㎡	54
			宇治地区農業生産管理組合	47	トラクター 2台	54
			〃	47	コンバイン 3台	54
			岩美町農協		総合乾燥調整施設 657㎡	54
			宇治地区農業生産管理組合	9	ブドウハウス 16,396㎡	55
			〃	47	農機具格納庫 1棟 184㎡	54
	集落環境	集落環境施設整備事業	宇治地区農業生産管理組合	48	農村広場施設 2,629㎡	55
			岩美町農協	49	生活安全保護施設 (LPG集団供給施設)	54
		特認事業	宇治地区農業生産管理組合		農業者健康管理施設兼直売所 441.2㎡	55
	単独融資事業	農業近代化施設等整備事業	宇治地区農業生産管理組合	42	共同資材等保管庫 3棟 1,302.06㎡	55

「事業に便乗して宅地を広げたい」「谷の奥の耕地もほ場整備をしなければ困る」というようなものであり、最終的には親せきの説得が効を奏したということである。なお、推進委員は滋賀県蒲生郡の大中の湖干拓地の見学を2回行っている。また、事業の計画段階では集落の12歳以上の全構成員を対象とし、集落農業の方向づけ、希望する共同利用施設、換地に対する考え、所有耕地の自己評価額等何回かのアンケート調査を実施し、53年には総会、推進委員会等を合わせ38回の会合を開催し、勢力的に事業計画への取組がなされた。なお、この事業の実施区域内には入作耕地が少なく、これらの人の同意を得られたことも幸いした。かくして、事業主体としての必ず性と事業終了後に必要となる作付・栽培協定、共同利用施設・農業機械の管理運営のため、53年8月にこの集落の47戸の農家が組員となり、任意組合・宇治農業生産管理組合を結成したのである。事業は53年度秋より開始され、54年度末にはほ場の面的な施工を終り、55年度の作付より作付・栽培協定の実施となったが、事業のすべてが完了したのは55年度である。

第9表は事業の概要であるが、このうち事業主体が岩美町農協となっている育苗施設、総合乾燥調整施設、LPG集団供給施設は農協が運営をしていて、その資産となっている。受益戸数の47戸は当時の宇治集落の農家数を指し、LPG集団供給施設で49戸となっているのは非農家を含めたこの集落の総戸数48戸と公民館を加えた数である。

区画整理により田は181筆、1筆の面積は2.0～31.5a、平均15.2a、畑は17筆で1.1～30.3a、平均13.6aとなった。ただし、ブドウ生産団地は10筆で11.5～30.3a、平均21.5aである。

なお、土地基盤整備事業の一環として、換地処分を行い、耕地の個人別換地方法は母地集団化方式とブロック換地方式の併用により、換地の交付基準は照応換地によっている。また、農機具共同利用施設、共同資材等保管施設の用地は共同減歩による創設換地により、農村広場施設、健康管理・直売所施設、農道等の用地は不換地見合いの創設換地により創設している。

宇治農業生産管理組合に関する総事業費（土地基盤整備事業を含む）は480,236,390円であり、その負担区分を見ると国庫補助金と都道府県費が58.1%、市町村費が2.7%を占め、地元負担金は39.2%となっている。地元負担金の額は188,268,390円で、この51.1%を農業構造改善事業推進資金、33.2%を土地改良資金、14.2%を系統資金の借入れにより賄い、1.5%は支払済である。集団農区総合整備事業（かんがい排水路の整備を除く）に対する町

負担金は町の財政上一遍に全額負担することが困難なので、町営土地改良事業助成金として54年度より15年間に総額37,300,000円を生産管理組合に交付する。これは各年ほぼ均等の金額で56,57年度はそれぞれ2,484,200円である。生産管理組合はこれを土地改良資金の借入金利息の支払いに当てている。

なお、土地基盤整備事業を行った耕地のすべてについて、その所有者を抵当権設定者とし生産管理組合を抵当権者とする案がリーダーの間にあるが実施するに至っていないことを付記する。

さて、任意組合であった宇治農業生産管理組合は組員の結束の強化を図って57年3月に農事組合法人（出資制の第1号法人）の登記を行った。農事組合法人には共同利用施設及びその用地に対する固定資産税並びに利用分量配当金が非課税となるが、その主眼は共同利用施設とその用地の所有権を組員個人から法人に移すことにあり、換言すれば組員が持っている所有権を組員外の人に売却することを防止することにあつた。

組合について二三述べれば、任意組合の折の理事は16名であるが、農事組合法人になってからは理事8名、監事3名で、いずれも役員手当はない。また、組合の運営費は57年度までは岩美町の単独事業である転作奨励金を、58年度は鳥取県の単独事業である農業構造改善事業利子補給金を当て、組員には賦課金はない。前者は転作目標達成率100%以上の集落を対象とし、達成率によって定めた金額を10a当りで交付する制度であり、後者は農業構造改善事業推進資金の借入残元金に対して0.5%の補助を行う制度である。農事組合法人になってから配当は利用分量配当と従事分量配当及び出資配当としているが、現実には配当はしていない。なお、出資1口の金額は1,000円である。

(9) 宇治農業生産管理組合の運営

事業終了後、基盤整備実施区域内における作付・栽培協定、各種施設、農業機械の管理・運営のため、農用地管理・利用部会、農機具共同利用部会、共同資材保管施設部会、広場部会、健康管理・直売所施設部会の5部会を設け、集落の全戸から1名ずつがそのいずれかの部会に所属し、その運営に当たっている。各部会には責任者として部長、補佐を各1名ずつ置いている。部員の選出は総会で行い、部長、補佐は部員の互選による。現在、各部は独立採算制をとっている。

①農用地管理・利用部会

現在、構成員は8名で、部長と補佐は組合の監事と兼任している。土地基盤整備事業の面的施工が54年度に完

了したので55年度より水田転作地を集団化するためのブロックローテーションを開始したのであるが、この転作地の設定、非自力転作地の借り手へのあつ旋、土地改良資金返済額を各農家に割当ることとその徴収をこの部会は任務としている。

55～57年度は土地基盤整備区域のうち1筆の面積の狭小な水田・畑を除外し、ブドウ生産団地2.2haを含めた29.1haを作付・栽培協定区域と定め、水田は水系により9ブロックに分割し、1年に3ブロックずつを転作地とした。各年の転作地面積は第1年目8.4ha、第2年目9.3ha、第3年目9.2haである。

58～61年度では前期よりも作付・栽培協定区域面積を増加し、1筆の面積の小さい畑のみを除外し、29.7haをその区域とし、水系を考慮して水田を12ブロックに分け、1年に3ブロックずつを転作することとした。各年の転作面積は第1年目4.9ha、第2年目9.2ha、第3年目5.3ha、第4年目8.1haとしている。隔年に面積が大きくなり、あるいは小さくなっているのは葉タバコの作付と関連しているのであって、転作面積が少面積の年は協定区域外でその作付を行う計画であり、これは基盤整備をした水田ではできるだけ水稻の作付をするという配慮からである。

非自力転作水田のあつ旋方法を具体的に述べると、8月15日ころ各農家から翌年の転作区域内の作付計画を求め、非自力転作地はその利用権を組合が預り、これを借地申込のある農家にあつ旋するのである。ただし、事前に相対で貸し手と借り手で契約している場合は追認となる。転作のための賃借料は計画加算金、団地化加算金を含めた転作奨励補助金の最高額という慣習があり、10a当り72,000円である。付記すれば、経営水田の全面積が転作地となり、水稻を作付するため賃借する場合は標準小作

料によっている。非自力転作地の借り手のほとんどは葉タバコ耕作農家であって、55年度は0.9ha、56年度は2.0ha、57年度は2.6ha、58年度は1.0haを葉タバコ耕作農家が作付・栽培協定区域内で借りている。貸し手農家数は55年度3戸、56年度7戸、57年度11戸、58年度6戸で、借り手農家数は55年度2戸、56、57年度8戸、58年度4戸である。

協定外区域を含めたこの集落の各年の転作実施面積と作物別作付面積構成比を第10表に掲げる。葉タバコの作付実面積は53年度6.1ha、54年度6.6ha、55年度5.5ha、56年度5.3ha、57年度5.1ha、58年度4.5haで、次第に付作面積が減少しているが、なお大きな転作面積割合を占めている。55年度の飼料作物は岩美町酪農組合の組合員12戸が作付たものであるが、その他の年は基盤整備後の地力回復のための緑肥用としての栽培で、集落の領域内に岩美町農協のたい肥生産施設があるが、t当り15,000円もするので経済的に使って使用できないからである。なお、53年度には集団転作は行っていない。また、54年度は集落の南側の水田を秋に基盤整備することになっていたの、鳥取地区たばこ耕作組合岩井支部（宇治、長谷、白地、恩志の4集落）の葉タバコ耕作農家はその全面積に葉タバコを作付している。

なお、各年とも裏作の期間借地は全くない。

②農機具共同利用部会

この部会の構成員は8名で部長は理事と兼任であり、リーダーが1名部員となっている。オペレーター集団であるから全員が男である。この部会の仕事は構造改善事業により導入した22PSと42PSのトラクター各1台、3条刈コンバイン3台、1連プラウ1台、作業巾1.6mのライムソー1台、作業巾1.35mのマルチャー1台、4条植田植機1台と農機具格納庫の管理、上記の機械を使用

第10表 水田転作実施面積と転作物別作付面積構成比

単位：%

作物年度	転作実施面積		作物別							その他				転作者数		
	実数	割合	小麦	小麦飼料作物	6条大麦	ダイズ	その他豆類	葉タバコ	葉タバコダイズ	葉タバコ飼料作物	メロン	スイカ	その他野菜		飼料作物	花木
57	1,445.4	100.0	4.3	4.6	—	29.5	1.4	6.1	—	28.9	1.6	3.9	1.8	16.6	1.3	36
56	1,401.3	100.0	7.1	—	—	33.6	—	16.2	2.6	18.9	0.6	1.8	1.2	16.3	1.7	40
55	1,476.7	100.0	—	—	—	3.9	—	26.8	10.6	—	2.4	1.3	1.9	51.4	1.7	34
54	1,361.8	100.0	19.4	—	4.7	2.0	0.3	48.2	—	—	6.8	3.3	1.3	11.1	2.9	33
53	889.7	100.0	—	—	—	4.9	0.2	28.7	39.9	—	3.6	4.8	2.9	—	15.0	37
52	961.4	100.0	—	—	—	—	—	69.7	—	—	6.6	2.0	1.5	—	20.2	32
51	702.8	100.0	—	—	—	—	—	76.2	—	—	5.7	3.2	—	—	14.9	31

注) 表頭に作物名が2つある場合は上段が前作、下段が後作である。転作奨励補助金は下段で交付を受ける。

葉タバコを除き、各作物とも岩美町農協で統一している品種を用いている。

する農作業の受託とその料金の収納、機械と格納庫に伴う償還金の徴収、作業期前後の機械の整備、収支決算等である。

第11表 受託作業料金 (10a当り, 員内)

単位:円

年度	区分		代かき	田植	刈取
	耕うん	再耕うん			
57	5,000	2,500	3,500	4,000	9,000
56	6,300	4,410	3,150	4,500	14,850

注) 56年度員外料金は肥料散布2,000円,代かき3,500円、刈取16,500円である。57年度の上掲金額は協定区域内のものであり、協定区域外は10%増し。

10a当り員内受託作業料金を作業種類別に第11表に示す。56年度も57年度と同額料金を申し合わせていたが、手違いで刈取作業を除き農業委員会で定めている農作業料金の10%引きとしたため高い料金になっている。後刻、過徴収分は委託農家に返却したとのことである。受託作業料金はオペレーター賃金、燃料費、修理費、電気・水道料金、農業機械の固定資産税、機械及びとう乗者の共済掛金(これは57年度以降)を基に算出している。協定外区域の料金は協定内区域料金の10%増し、56年度の員外料金は員内料金の11.1%増しとなっている。

オペレーター賃金は55年度では1日当り耕うん、稲刈りとも8,000円,10a当り代かき800円,田植1,500円であり,57年度は10a当り耕うん,代かきとも1,200円,稲刈りは1日当り9,000円である。56年度はオペレーターのトラクター、コンバイン別作業時間の記録があるだけで賃金は不明である。56年度の作業委託面積とオペレーターの作業時間から10a当り作業所要時間を算出すると耕うん・代かきが58分,この年は稲の倒伏が著しかったとのことであるが,刈取り2時間26分となる。

なお,受託作業は原則としてオペレーターが行うが,オペレーターでない人が作業を行うことがある。この場

合はその人の経営耕地に限られており,このケースでは委託作業料金を支払い,オペレーター賃金をもらうのである。オペレーターが自分の経営耕地で作業をする時も同様となる。

第12表の作業種類別委託面積を見ると,員内の耕うん作業では56年度に再耕うんも含め15ha,委託農家が32戸あるのが,57年度は13ha,24戸に減じており,56年度には員外の肥料散布作業がわずかあるのが57年度にはない。田植も56年度は4ha,12戸であるのが,57年度では面積では半減し,委託農家も7戸となっている。員内の代かき作業は56年度より57年度はわずか面積,農家数とも増加しているが,員外の委託は皆無である。員内の刈取作業は57年度は56年度より1.3ha増加しているが,農家数は同じであり,56年度にあった員外の委託はなくなっている。

この集落では50年以前から15PS以下の乗用トラクターを6戸が,51,52年ごろに18PSあるいは20PSのトラクターと2条刈コンバイン各1台を3戸が,同じころ2条刈コンバインだけを2戸が所有している。更に54年度事業で共有のトラクター,コンバインの導入が決まっているにもかかわらず,53年以降に18PSまたは20PSのトラクターを購入した農家が5戸,2条刈コンバインを1戸が購入している。リーダーが個人で機械を所有することの不利を数字で示し,説得したが効果がなかったとのことであり,また個人で農作業の受託をする人が現れているということである。2条植田植機,バインダーはほとんどの農家が所有している。こうした状況が共有の農業機械の利用を少なくしているものと考えられる。なお,ブラウ,マルチャーの利用者は全くない。

57年度の償還金は作業委託の有無にかかわらず,全農家から均等割(協定区域内に水田を所有している人)8,500円,経営耕地面積割(協定区域内で実際に作付をした人)10a当り3,300円を徴収している。

56年度の決算では収入2,147,723円に対し,支出588,

第12表 作業種類別委託面積

単位:戸, ha

年度	区分		耕うん		肥料散布		代かき			田植			刈取						
	員内		員外		員外		員内			員内			員外						
	1回	再	委託戸数	協定区域外	委託戸数	協定区域外	委託戸数	協定区域外	委託戸数	協定区域外	委託戸数	協定区域外	委託戸数	協定区域外	委託戸数	協定区域外			
57	24	11.40	0.75	0.61	—	—	25	9.37	0.26	—	—	7	2.10	—	24	9.64	2.54	—	—
56	32	13.92	—	1.22	2	0.43	24	9.26	—	1	0.30	12	4.06	—	24	10.88	—	3	0.73

050円で、1,559,674円が収益となっている。支出のうち580,800円が賃金、残余が税金で、その他の支出は計上していない。

57年度は収入が3,200,936円、支出は2,452,865円で収益748,071円となっている。支出の内訳は借入金返済等1,277,741円、修理費294,380円、燃料費等232,244円、賃金597,300円、電気・水道料金、税金、共済掛金25,950円、慰労費25,350円である。各年とも収益は機械更新費として積み立てている。

③共同資材保管施設部会

部長以下11名の構成で、理事、リーダーはいない。予め利用希望の有無を調査し、42戸の希望があつて建設したが、後3戸の辞退があり現在39戸が利用している。両屋根・片側9戸・2列・18戸用と両屋根・片側8戸・2列・16戸用、片屋根・1列・8戸用の3棟がある。入口は各戸ごとにあるが、中は極く低い仕切りがあるだけで広さは各戸とも同じである。この部会は共同資材保管庫の管理と電気料金及び償還金の徴収が任務である。年に1回部会を開催している。

④広場部会

部長以下10名で、部長は理事で部員に理事、監事が1名ずついる。監事はリーダーでもある。この部会はテニスコート1面とゲートボール場及び2人用ブランコ2・3連の鉄棒1・滑り台1・8人乗り遊動木1・メリーゴーランド1・太鼓橋1・砂場1を設置した児童遊園地、手洗場、休憩所、照明燈、トイレ、テニスラケット・ボール・ネットの管理、テニスコート利用料金・償還金の徴収が任務である。そのほか、年に3回部会全員で管轄区域内の除草や清掃を行っている。償還金は非農家も含めた48戸が均一に負担している。

第13表 テニスコート1時間当り
使用料金

単位：円

昼間料金		夜間料金		
部外	部内外	部外	部内外	部内
600	400	900	700	300

テニスコートの使用料金は第13表で見られるようになって、この集落の人は昼間は無料で、夜間は電気料金として300円を取っている。部外、部内外とも夜間料金は電気料金分だけ高くなっている。部外とは他集落の人達だけの使用をいい、部内外とは、この集落の人と他集落の

人がグループとして使用する場合を指している。

第14表 広場部会決算書（昭和57年3～12月）

支 出		収 入	
摘 要	金 額	摘 要	金 額
電気料金	74,293 ^円	繰越金	51,246 ^円
水道料金	3,100	利息	846
修繕費	24,400	使用料金	265,050
雑費	14,510	雑収入	4,000
手数料	7,952		
計	124,255	計	321,142

第14表に広場部会の57年度決算書を掲げた。事業年度は暦年であるが、現在の部会が経理を行うようになったのは3月以降ということである。収益はラケット、ボール、電球など消耗品の補給費と備品の修理費に当てるため積み立てている。

テニスコートは利用に当って部外、部内外の利用者及び部内の夜間利用者は使用申込書に代表者の住所、氏名、使用人数を記入するようになっているが、使用人数は無記入のものが多く、正確な使用者数は分らない。無記入の場合、2名として計算すると57年度は昼間で部外250人、部内外43人、夜間は部外374人、部内外14人、部内42人となる。また、使用後に取扱者が使用時間と料金を記入することになっているが、使用時間と料金は一致しない。こうしたことは健康管理・直売所施設部会の当番が広場部会の取扱者代行をしていることが一因となっていると思われる。部内の昼間利用者は申込書に記入を要しないため、使用人数は全く不明である。

⑤健康管理・直売所施設部会

部長以下11名が所属しており、部長はリーダーの1人で部会員に代表理事のほか理事4名がおり、そのうち3名はリーダーでもある。この農業者健康管理施設兼直売所は部会員だけが所有権、運営権を持っている。したがって、この施設に対する借入金の償還はこの人達だけで行い、運営の結果得られた収益金または欠損金はこの部会員だけに帰属する。ただし、施設用地は農事組合法人の所有となっている。毎月1回部会を行っている。

この施設にはこの集落が管理している無住の耕月寺の先の寺名の長安寺から名前を取って長安閣とっており、サウナ、トレーニング室、休養室、研修室、食堂、直売所がある。

56年度は部会員のうち2人の希望で、この人達に運営

第15表 サウナ利用者数構成比(昭和57年) 利用者計 5,601人=100 単位: %

		計	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
計		100.0	9.1	8.6	9.1	8.6	7.6	7.0	9.2	10.8	7.9	8.1	6.4	7.6
員内	小計	24.9	4.4	2.2	2.7	2.4	1.6	1.8	1.6	1.8	1.7	1.7	1.3	1.7
	男	12.4	2.7	1.4	1.1	1.3	0.5	1.0	0.7	0.6	0.9	0.8	0.6	0.8
	女	4.9	1.7	0.6	0.4	0.4	0.3	0.1	0.2	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2
	回数券	7.6	0	0.1	1.1	0.8	0.8	0.6	0.8	0.8	0.6	0.7	0.6	0.7
員外	小計	75.1	4.7	6.4	6.5	6.2	6.1	5.3	7.6	9.0	6.2	6.3	5.1	5.7
	男	48.4	3.0	3.8	4.2	4.1	3.3	3.9	4.0	6.2	3.6	4.3	3.7	4.3
	女	10.8	1.4	1.7	0.9	0.6	0.6	0.2	1.6	1.2	0.7	0.5	0.7	0.7
	回数券	15.9	0.3	0.9	1.4	1.5	2.1	1.2	2.0	1.6	1.9	1.5	0.7	0.8

注) 子供を含む。

を一任したところ重油代金の未払分を除いて700万円の欠損となったので、57年度からこの2人を除いた9人が午後からではあるが2人ずつ交代で運営に当たっている。

入浴料は大人で員内200円、員外500円、子供はその半額としており、部会員及びその家族は無料である。12枚綴、25枚綴の回数券もあり、前者は員内4,000円、員外5,000円で、後者は10,000円で員外だけとしている。

トレーニング室、休養室は入浴者が自由に使用できるが、研修室は1回3,000円の使用料を取っている。

57年の員内、員外の入浴者数は第15表に見られるように5,601人であるが、員外が75%を占めている。回数券は男女別の区分がないので、性別の明らかな分だけについて見ると員内、員外とも男はるかに多い。月別では員内は1月が多く、員外では7、8月が多い。表には部会員は挙げなかったが、年間で2,210人が利用している。

第16表の部会決算書を見ると57年も212万円余の欠損と

第16表 健康管理・直売所施設部会決算書(昭和57年)

支 出		収 入	
サウナ仕入	508,960 ^円	サウナ料金	2,602,400 ^円
重油代	2,826,400	売店売上	1,433,704
売店仕入	940,166	食堂売上	2,510,902
食堂仕入	1,957,012	雑収入	95,677
LPG料金	74,932		
電気料金	2,074,039		
電話料金	82,181		
警備保障金	301,000		
計	8,764,690	計	6,642,683

なっている。これに前年度繰越の重油代買掛未払金が72万円あるので結局284万円余の赤字となる。なお、サウナには地下水を用いている。

サウナには燃料としてもみがらを用いる装置があり、これをフルに活用すれば重油代金は現在の6分の1で済むとのことである。57年は重油だけを燃料としたのであるが年間に28,000^lを使用している。これを6分の1とすれば4,667^lとなり、単価を97円とすれば452,699円となる。さらに57年は食堂の営業開始が5月であるから8か月間の食堂売上の割合で年間の売上があり、一方電気・電話料金を無視して8か月間の食堂仕入、LPG料金の割合で年間の支出があるとすれば年間の収入合計は7,898,134円、支出合計は7,406,961円、年間収益は491,173円となる。年中無休とすれば年間730人役、1日の賃金は672円にしかならない。もみがらは総合乾燥調整施設に充分あり、その代金は無料としても搬出のための費用が必要となるので賃金はさらに少しとなる。したがって、買掛未払の前年度重油代金はたな上げにして、重油をもみがらに切り替えても正常な賃金の支払いは不可能である。なお、現在部会員の賃金の支払いは全くない。

(10) その他

この事業でブドウを導入した当集落の9戸の農家について簡単に述べる。ブドウのハウスは55年に完成、同年、巨峰の苗を植付け、ブドウハウス事業により56年に薬液600^l入りラジ・コン式SSを導入、農機具格納庫に保管している。SSは本年から使用を始め、第1回目は共同作業によって、以後は個別に防除をしている。ビニール被覆作業、選果も個別である。ブドウハウス事業に関する借入金の償還はハウス面積割りでであるが、ハウスの中が4

第17表 総合乾燥調整施設、もみ米の委託袋数・委託農家数

単位・袋、戸、%

	計			乾燥～調整		乾燥		調整	
	袋数	延農家数	実農家数	袋数	農家数	袋数	農家数	袋数	農家数
56年度	12,845	99	78	3,405	56	7,870	15	1,570	28
57年度	23,449	157	121	5,118	90	16,460	28	1,871	39
増加率	82.6	58.6	55.1	50.3	60.7	109.1	86.7	19.2	39.3
寄与率	82.6	58.6	—	13.3	34.4	66.9	13.1	2.4	11.1

注) 1袋は30kg入りである。

mあるので2戸が同じハウスになる場所は実面積割としている。これらの農家は1年交代で世話人を定め、月1回岩美町農協より指導を受け、3月から8月の間は毎月1～2回不定期に会合を持っている。

(1) 宇治農業生産管理組合の農家の関係する施設

①総合乾燥調整施設

生もみ米2.4t入り乾燥機7基と葉タバコ乾燥機8台を備えている。この施設での作業は宇治農業生産管理組合が岩美町農協から一任されている。このため宇治農業生産管理組合では組合員の中から葉タバコ生産者3人とそれ以外の人を4人委員としている。米の受託作業料金は農協が定め、1俵当たり乾燥～調整作業は56、57年とも700円、乾燥作業は56年15円、57年13円、調整作業は56年250円、57年275円である。岩美町農協唯一のライスセンターであるので作業委託者は町内全域に及んでいる。葉タバコの乾燥機は宇治集落の葉タバコ耕作農家の共有で、農協の利用料金はなく、利用者は燃料費等を負担するだけである。

56年と57年のもみ米の委託袋数、委託農家数は第17表のようで57年に乾燥～調整、調整作業が委託袋数でそれぞれ50%、19%の増加率に、委託農家数でそれぞれ61%、39%の増加率になっている。これは56年まで町内にこの施設を含めて穀物検査所が6か所あったのが57年に1か所廃止となったことと関連しており、この施設に作業委託すれば検査所まで運搬することが不要となるためである。乾燥作業の委託袋数及び委託農家数の増加は飯米農家の貯蔵もみ米の委託が増加したものと考えられる。作業合計では委託袋数で83%、実農家数で55%の増加率となっている。また、袋数増加の寄与率では乾燥が67%と著しく高いが、農家数増加の寄与率では乾燥～調整が34%と最も高い。

こうしたことから第18表に見られるように、この作

第18表 総合乾燥調整施設、作業時間・賃金

単位：時間、円、%

	計		男		女	
	労働時間	賃金	労働時間	賃金	労働時間	賃金
56年度	266.0	220,600	57.5	57,500	208.5	163,100
57年度	673.5	472,500	100.5	100,500	573.0	372,000
増加率	153.2	114.2	74.8	74.8	174.8	128.1

業を一手に引き受けている農業生産管理組合の農家の労働時間も57年は56年より男女計で153%、賃金で114%の増加率となっている。男女別に見ると男より女の方が労働時間、賃金とも増加率が高い。女では労働時間の増加に比して賃金の増加が少ないのは、57年に女が賃金の低いもみから搬出を総労働時間の75%も行っているためである。生もみ米の乾燥、調整作業賃金は1時間当り男は56、57年とも1,000円、女は56年500円、57年は800円、もみから搬出は600円である。受託作業料金は農協の収入となり、賃金は農協からもらう。作業者数は男は56、57年とも4人、女は56年は13人、57年は11人で男女ともまた、両年ともほぼ同一の人である。

②育苗センター

昭和47年に稲作転換対策事業により建設した1棟420㎡の温室3棟、その後、葉タバコ育苗受委託事業により建設した1棟400㎡の硬質ビニールハウス3棟及びビニールハウス3棟と今回の地区再編農業構造改善事業により建設した218㎡の育苗施設及び資材置場1棟がある。この施設も岩美町農協の所有で、生産指導課の職員が育苗を行い、57年度では葉タバコ240,000本、ナス、トマト、ピーマン各10,000本、プリンスメロン20,000本、スイカ6,000本、キュウリその他5,000本、水稻14,000箱を生産している。この施設と農業生産管理組合との関係は施設が宇治集落の領域内にあるばかりでなく、この集落の農家の

第19表 育苗センター女人夫勤務時間

単位：時間

	56 年						57 年					
	常 雇			臨 時 雇			常 雇			臨 時 雇		
	最 高	最 低	平 均	最 高	最 低	平 均	最 高	最 低	平 均	最 高	最 低	平 均
計	1,141.0	620.5	938.8				1,072.75	342.5	805.6			
2月	129.5	36.0	94.7				206.25	118.5	156.1			
3	146.0	201.0	176.8	32.0	4.0	18.0	196.0	73.0	135.3			
1～3	16.0	16.0	16.0				64.0	36.0	50.0			
4	224.5	122.5	185.1				199.25	4.0	138.8	117.0	3.5	38.6
5	216.5	104.5	173.0	60.5	5.5	33.2	217.75	24.5	144.6			46.75
6	173.0	85.0	144.4				115.0	12.0	71.3			
7	64.5	0	46.5				99.0	0	69.0			
8	60.0	0	43.0				—	—	—			
9	31.0	0	15.3				36.0	0	15.3			
10	34.5	4.0	18.2				—	—	—			
11	39.0	4.0	27.9				不明	不明	25.3			

注) 57年・常雇・計の最高, 最低は11月を除く。

主婦だけが常雇あるいは臨時雇人夫をしていることにある。ただし、葉タバコの間引は、葉タバコ耕作農家の人が臨時雇として作業するのでこの集落の人だけではない。

56, 57年の勤務時間数を第19表に掲げたが、常雇で年間勤務時間の最高の人56年では1,141時間, 57年は1,073時間, 最低の人56年は621時間, 57年では343時間である。月別の平均を見ると56年では4月が最も多く、3月, 5月, 6月の順に少なくなっているが57年は2月が最も多く、5月, 4月, 3月の順に少なくなっている。なお、2月, 3月があるのに1～3月があるのは農協の「事業出勤明細表」に大豆種子選別作業として1月から3月までを一括していて月別に分離することができないためである。また、上記のように育苗は春だけであるが、この期間のみの雇用では勤務する人がいないので、育苗以外の作業もここでやっている。臨時雇は56年は3月と5月に、57年は4月と5月に雇われているが57年の5月は1人だけである。常雇は8人で56, 57年とも同一の人であり、臨時雇は56年は9人, 57年は6人で、両年とも勤務している人が5人いる。1時間当り賃金は平常勤務で56年は465円, 57年は488円, 残業は56年560円, 57年585円としている。

総合乾燥調整施設及び育苗センターはこの集落の農家の余剰労働力の吸収に貢献している。すなわち、農家所得の増大に有用であるのみならず、その作業が農業生産の一環であること、作業に当っては協力が必要であること

と、特に育苗センターの常雇では月によっては毎日のように1日を共にするので、コミュニケーションの効果があるなどその意義は大きいと考えられる。また、集落の近くにあることは総合乾燥調整施設では生もみ米の運搬、自家消費用乾燥もみ米の持帰りが容易であり、両施設とも食事には帰宅できるなどの便利さもある。

総 括

宇治農業生産管理組合は、この集落の地区再編農業構造改善事業と不可分の関係にあるので、前者の結成要因は後者の導入要因と同じと考えられる。

要因の第1としては素地が挙げられる。この集落はかつて共同田植, 共同炊事, 託児所の設置などを行い、また現在も班ごとに共同作業場を持つなど共同意識が強い。戦後日を経ずして葉タバコ, 水田酪農を導入し、殊に葉タバコでは集落の半数以上の農家が経営の1部門とした時期があり、近くはプリンスメロン, カリフラワー, 花木を作付するなど兼業化の進行にもかかわらず、農業志向が強い。これには、この集落の近くに耕地を借り易い岩井温泉の農家が存在することがかかわっている。

第2には集落の農家の耕地条件が考えられる。集落の農家の経営耕地面積あるいは所有耕地面積の過半がまともな地続きの団地となっていることである。この集落の区画整理を行った耕地は山と川で区画され、地続きであり、入作者の面積を除いたその面積はこの集落の農家

の現在の所有耕地面積の68%、経営耕地面積の64%に当たっている。

次に入作者が少なく、その面積が狭小であることが挙げられる。この集落の区画整理区域内では耕地の集落外の所有者が12名あったが、入作者は4名であり、その面積は56aで区画整理総面積の1.9%にしか当たらない。

第3には集落の各農家に共通した認識が必要であることである。この集落の農家は劣悪な農業生産条件や立ち遅れている生活環境に対する認識が当初余りなかった。そこでリーダー達は先進地の視察を通じて、地区再編農業構造改善事業に対する関心を深め、集落としての意志の統一を図っている。

第4は県内、県外の先進地の状況を良く知り、農業に関する情報を得やすい立場にあり、自己の農業経営にも熱心なリーダー達が存在していること。

以上のようなことが第1報の東郡地域営農集団の場合とも考え合わせて共通している点である。

次に問題点であるが、その第1は各部会に共通して資料が少なくまた、あっても不備なものが多いことである。役員が他産業に就業していたり、自家の農作業に多忙であったりするので止むを得ないと思うが、より一層よい成果を挙げるためには検討に耐え得る資料の作成とその保存が必要である。

第2には共有のトラクター、コンバインの使用が少ないこととプラウ、マルチャー、ライムソワーの利用が少ないことが挙げられる。集落外の農作業受託が考えられているようであるが、まず集落内の委託農家数、委託面積の増加を考えるべきであろう。

第3に健康管理・直売所施設の問題である。この集落には成園に達したばかりのブドウ生産団地があり、また昨年林地に果樹園を造成し、75aに日本ナシを新植しているのでこれらやプリンスメロン、スイカなど直売できる農産物が豊富にあり、直売所は問題がなさそうであるが（まだ使用していない）、サウナが一番問題である。岩井には共同温泉浴場、宿泊しなくても入湯ができる因幡岩井簡易保険保養センターがあり、客層は異なるが旅館も4軒あるので、サウナの客の増加には限界があると思われる。燃料をもみがらに変えた場合の検討は既に行ったようである。

第4に地区再編農業構造改善事業で共用の農業機械導入の計画があるにもかかわらず、その後に数戸の農家がトラクター、コンバインを個人で購入していること、組織として農機具共同利用部会が農作業受託を行っているのに個人で農作業受託をする人が生じていること、共有の土地・施設等の所有権が売却されることを危ぐして任意組合を農事組合法人に改めたこと、実現していないが土地基盤整備事業を行った耕地に農業生産管理組合を抵当権者とする抵当権の設定を行わせる案があること、健康管理・直売所施設部会に理事、リーダーが集中して多いこと等等から組合員間に不協和が生じているように感じられる。

地区再編農業構造改善事業の計画書には、当然のことながら担い手農家の育成、それへの土地集積が挙げられているが、前者の達成は一朝一夕には無理であり、後者については一部ではあるが貸借によって進行している。

鳥取市に対する野菜の供給基地とする考えもあるが、基盤整備による地力の回復が先決問題である。前記のように、この集落の周囲に広い山林があり、豊富な原木を利用してのシイタケ栽培も計画されているが、これは計画だけのように見受けられる。耕地の高度利用もこの地区は積雪量が多い関係から、裏作によることは余り期待できない。耕地利用率を高める方策も一考を要するであろう。

謝 辞

この調査報告を終るに当たり、仕事の都合を付けて下さったり、再三夜遅くまで筆者の執ような質問にも心良く答えて下さった岩美町農協浦富支所長・北村凱男氏及び書類の閲覧に関し、お世話頂いた元岩美町役場税務課課長・寺谷勲氏、企画課課長補佐・川元義之氏、農林水産課主任・中島和子氏、税務課主事・山本育夫氏、農林水産課参事・小谷力氏、同課主事・中土井一弘氏、坂口雅人氏、農業委員会事務局長・沢井安夫氏、同係長・中村洋子氏、同主事・稲葉直広氏に厚くお礼申し上げます。また、調査の手伝い、資料の整理をして下さった当研究室の元事務補佐員・厨子さとみさん及び現在お手伝い頂いている前川薫さんに感謝します。